

VI

関係主体間の 連携・協働による取組

概要

ここでは関係主体間が連携・協働して取り組むべき安全対策をまとめています。

「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」（抜粋）

- ・既設の装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は、駐車施設ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）に取り組むこと。
- ・製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。
- ・利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。

※この手引きでは、便宜上、ガイドラインと異なる順番で解説を加えています。

VI-1

ガイドラインⅥ. 関係主体間の連携・協働による取組

既設の装置について、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者の関係主体は、駐車施設ごとに協議の場を設け、連携・協働して安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）に取り組むこと。

利用者は、教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で、適正な利用を心がけること。

解説

マンション等の既設の機械式駐車装置については、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者及び利用者が真摯に協力して安全対策と適正利用に取り組む必要性があるため、この項目では、これら関係主体間の連携・協働による取組を求めています。

具体的には次のような取組を求めています。

1. 協議の場の設置

関係主体間の連携・協働による安全対策（施設改修、安全利用の推進、利用者への教育訓練等）が迅速かつ円滑に行われるよう、駐車施設ごとに、製造者、保守点検事業者、設置者、管理者、利用者による協議の場を設けることを求めています。協議の場としては、マンション管理組合の理事会、総会等の活用も考えられます。



2. 適正な利用の推進

実際に装置を操作する利用者自らも教育訓練への参加等により装置のリスクを十分認識した上で適正な利用を心がけることを求められると同時に、日常の様々な利用場面に潜む危険性を協議の場等において指摘し、不断の改善を求めることが望まれます。

VI-2

ガイドラインⅥ. 関係主体間の連携・協働による取組

製造者、保守点検事業者は、協議の場において、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うこと。これを踏まえ、設置者、管理者は、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施すること。

解説

協議の場において、製造者、保守点検事業者は、設置者、管理者、利用者に対して、既設の装置の安全設備や実際の利用環境を踏まえ、重大な事故に繋がりうるリスクや安全な利用方法、緊急時の対処方法等の説明、安全対策の検討に必要な情報・知見の提供を行うなど、主体的な役割を果たすことを求めています。

また、設置者、管理者は、協議の場における検討結果を踏まえ、装置のリスクや安全な利用方法、緊急時の具体的な対処方法等について、利用者に対する説明の徹底を図るとともに、製造者、保守点検事業者の主体的な参画の下、利用者への教育訓練を実施することが求められます。教育訓練については、防災訓練等と併せて実施することや、定期的な保守点検の機会等を活用することも考えられます。



マンション居住者への教育訓練の様様

